

五日市ファインプラザ指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、五日市ファインプラザ（以下「ファインプラザ」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

1 審査対象団体

シンコースポーツ・アズビル・東京体育機器共同事業体（以下「共同事業体」という。）

(1) 共同事業体の基本理念

ファインプラザにおいて、指定管理業務を行うに当たり、ファインプラザの管理・運営を主な業務として、「市民一人ひとりが、生涯を通じたスポーツ活動・健康づくりを進める」ことを目標に、幼児から高齢者まで、誰でも気軽に利用できる総合的スポーツ活動の場を提供することを基本理念としている。

(2) 共同事業体の経営方針

「スポーツ振興拠点施設の役割を果たす」「常に公平で公正な運営を行う」「安全で安心できる施設管理を行う」「公共性を理解し施設運営を行う」「地域連携による活力ある管理運営を行う」「施設の利用促進と収入増大を図る」「効果的・効率的な運営を図る」「環境に配慮した施設運営を行う」の8項目を定め、民間企業の効率性・スポーツ専門企業のノウハウ・地元企業のネットワーク等、持っている能力を最大限に活用し、指定管理者の導入目的でもある多様化するニーズに応えた利用者（市民）満足度の高い管理運営を実現することを経営方針としている。

(3) 共同事業体の実績

ア 協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っている。

- ・モニタリング結果報告書の評価は「A」である。

イ 施設の利用状況が改善され良好な状態である。

- ・指定管理者として従事以降4年間で、利用者数は約1万人の増加、利用料金は約250万円の増加となっている。また、利用者アンケートから従事職員の接客・対応面で高い満足度を得ている。

ウ 収支計画に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態である。

- ・全体の収支は、指定管理当初の平成21年度以降プラス（黒字）が続き、平成24年度では約400万円以上の黒字決算となっている。支出面では、光熱水費や人件費の節減に努め、関係経費の抑制が図られている。

エ 指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が行われている。

- ・財務諸表から経営状況の安全性・健全性が良好な状況と判断できる。

以上のことから、共同事業体は、スポーツ行政に大きく貢献し、市及び各種団体と連携しスポーツのまちづくりを推進し、良好なサービスの提供に継続的に努めてきた実績があり、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が相当程度期待できるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、本施設における候補者の審査の対象団体を共同事業体とする。

(参考) ファインプラザ利用者数及び利用料額一覧表

年度	利用者数 (人)	利用料 (円)
平成21年度	149,698	17,485,440
平成22年度	149,472	18,692,790
平成23年度	151,288	19,023,160
平成24年度	159,285	19,983,260

2 ファインプラザの概要

(1) 施設の名称及び位置

名 称	位 置
五日市ファインプラザ	あきる野市伊奈859番地3

(2) 施設の規模 (面積)

各 施 設	面 積
敷地面積	4,252.29 m ²
建築面積	2,270.910 m ²
延床面積	5,477.771 m ²
駐車場面積 (約90台)	2,312.34 m ²

(3) 施設内容

各施設	施設内容
1階	体育室、事務室、倉庫、ロビー、放送室、トイレ、保健室、休憩室、設備室、玄関ホール、職員用更衣室
2階	第1研修室、第2研修室、第3研修室、倉庫、湯沸室、体育室選手控室、幼児体育室、ロビー、トイレ
3階	トレーニング室、トイレ
地下	屋内水泳場、武道場、倉庫、プール更衣室、一般更衣室、トイレ、機械室、E V機械室、観覧席、その他

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用承認等及び利用料の徴収に関すること。
- (2) 利用承認の変更及び取消に関すること。
- (3) 施設の利用に伴う使用者への便宜の寄与に関すること。
- (4) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の簡易修繕に関すること。
- (6) スポーツ事業に関すること。
- (7) 管理運営に関し、教育委員会が必要と認めること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 指定管理者の指定管理料

483,500,000円（指定期間における総額）

6 提出書類

共同事業体は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成25年9月17日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とする。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について

ア 共同事業体の経営方針におけるこれまでの取組について（平成21年度～平成24年度）

イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について（平成21年度～平成24年度）

（ア）各種自主事業やサービス等の向上の取組など

（イ）収支予算の決算状況など

(2) 事業計画書

ア 施設の運営方針について

イ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
各種自主事業やサービス等の向上の取組など

ウ 施設の管理運営について
事業計画書

エ 人員体制について

（ア）職員の配置計画

（イ）職員の研修計画

オ 収支見込みについて

収支予算書（平成26年度～平成30年度）

カ 個人情報の保護対策及び情報公開について

キ 苦情処理体制について

ク 危機・安全管理体制について

ケ 地域や市内事業者、他施設等との連携について

(3) 共同事業体の状況について

ア 現在事項証明書

イ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本

ウ 財務関係書類

エ 納税証明書

7 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

共同事業体から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、共同事業体からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	施設の運営方針について			
4	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
5	施設の管理運営について			
6	人員体制について			
7	収支見込みについて			
8	個人情報の保護対策及び情報公開について			
9	苦情処理体制について			
10	危機・安全管理体制について			
11	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
12	共同事業体の状況について			
評価合計				

9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、共同事業体を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

10 審査結果

選定委員会の審査結果については、共同事業体に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。